



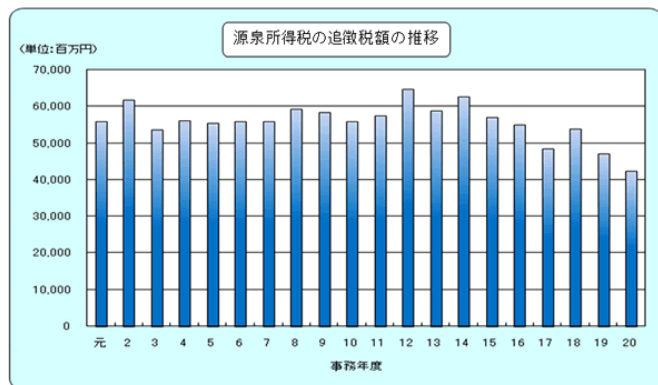
《会計・税務の知識》 源泉国際課税の注意点

1. 源泉所得税の調査実績

国税庁の調査実績によれば、平成20年の黒字申告法人が29.1%となり初めて30%を割込み過去最低となりました。その結果、申告法人税額が9.7兆円（H19は14.5兆円）と、前年比の66.8%と大幅な落ち込みとなりました。

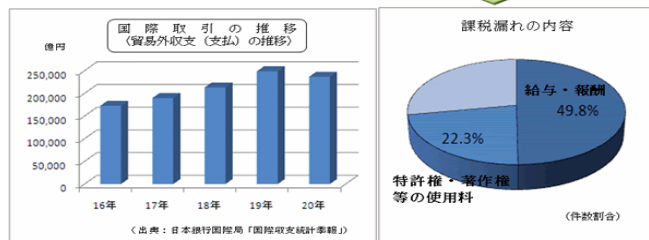
このような赤字決算法人は、「私には税務調査は関係ない」と対岸の火事のように思われているかもしれませんが。実は源泉所得税の調査や消費税の調査は赤字決算法人でも実施されています。

また、源泉所得税の追徴税額は、その推移を見る限り、法人税等ほど景気に左右されるものではありません。特に近年は経済取引の国際化の進展・拡大に伴い、国際的な物的・人的・資金的交流や技術交流等が活発化していることから国際取引に係る源泉所得税の課税漏れが源泉所得税の追徴課税の大きなウェイトを占めるようになってきました。



平成20事務年度の調査において、国際取引に係る源泉所得税について1,719件から379億円の課税漏れ支払金額が把握され、59億円が追徴されています。

誤りの内容としては、非居住者に対する「給与・報酬」の課税漏れが最も多く、次いで、「特許権・著作権等の使用料」の課税漏れが多くなっています。



国税庁 HP より

2. 特許権・著作権等の使用料の源泉所得税

今回は、国際取引の中でも給与・報酬に次いで課税漏れが目立つ「特許権・著作権等の使用料（以下、「使用料」という）」について、説明します。

外国法人や非居住者が、国内において業務を行う者から国内業務に係る使用料の対価を受けたものについては、国内源泉所得として所得税の源泉徴収の対象としています（所得税法161）。

この時、対象となるのは、日本国内での使用料の対価に限り源泉徴収が必要となり、日本国外で使用する部分は対象となりません（所基通161-21）。

また、租税条約を締結している国の外国法人等に対する使用料の支払いの場合は、租税条約による取扱いを確認する必要があります。これは、原則として租税条約の規定が国内法の規定に優先するからです（憲法98②）。OECDモデル租税条約では使用料の支払いに関しては債務者主義が適用されています。債務者主義とは、工業所有権等がどこで使用されたかに関係なく、その使用料の支払者（債務者）の居住地国を所得の源泉地国と判断する方式です。

3. 具体例

【質問1】 内国法人A社は、中近東でのプラント建設を請け負っており、その建設に必要な技術をドイツの法人から導入する予定です。その技術は中近東でのみ使用することとなり、国内で行う業務の用に供されないため、我が国では課税されないでしょうか。

【回答1】 債務者主義により我が国で課税されることとなるため、源泉徴収が必要です。工業所有権等の使用料については、所得税法上はその使用地を所得源泉地と定めています。日独租税協定で、使用料の支払者が日本の居住者（通常は日本の企業）である場合には、その工業所有権等がどこで使用されるかに関係なく、日本で生じたものとして日本で課税することとされています（同協定第12条(5)）。

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/gense/n/06/03.htm> 国税庁HPより)

【質問2】 内国法人B社は、アメリカのC法人からの技術指導に関して税務署から源泉徴収漏れを指摘されました。どのように処理すれば良いでしょうか。

【回答2】 日本の企業から外国法人等へ国内源泉所得の支払いがされた時は、所得税法により源泉徴収を行う必要があります（所法161、212）。

しかしながら、日米租税条約では、使用料に対する所得税は免除されています。従って、租税条約に関する届出書と特典条項に関する付表を作成し、B社を経由して税務署に提出すれば所得税は免除されます。本来、この届出書は支払日の前日までにその支払者を通して所轄の税務署長に提出することが原則とされています。ただし、この手続きが軽減税率の適用要件とされていないことから、調査後でも速やかに提出することで軽減税率が適用可能となります。

このように、国際源泉所得税は、各国によっても手続が異なりますから、その取扱いにあたっては慎重に判断する必要があります。（担当：水品 靖芳）